

○神戸学院大学発明等補償金支払要項

2018年4月1日

制定

神戸学院大学発明補償金支払要項(2014年4月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸学院大学発明規則(以下「規則」という。)第18条の規定に基づき、発明者等、著作者及び案出者(以下「知的財産創作者」という。)に対する補償金の支払い並びに知的財産創作者への研究費配分に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、規則第2条に定めるところによる。

(出願補償金)

第3条 学校法人神戸学院(以下「本法人」という。)は、発明者等から承継した発明等について特許出願等をしたときは、当該発明者等に対し別表に掲げる出願補償金を支払う。

(登録補償金)

第4条 本法人は、発明者等から承継した発明等に係る特許権等(特許権、意匠権及び育成者権に限る。以下、本条において同じ。)の設定登録がなされたときは、当該発明者等に対し別表に掲げる登録補償金を支払う。

2 本法人は、外国において特許権等の設定登録がなされたときは、当該発明者等に対し前項と同額の登録補償金を支払う。ただし、外国での設定登録が複数あるときは、最初の設定登録のみを登録補償金支払の対象とする。

(実績補償金)

第5条 本法人は、知的財産創作者から承継した特許権等、著作権及びノウハウの第三者への実施許諾、使用許諾又は権利譲渡等により収入を得たときは、当該知的財産創作者に対し別表に掲げる実績補償金を支払う。

(知的財産創作者への研究費配分)

第6条 本法人は、知的財産創作者から承継した特許権等、著作権及びノウハウの第三者への実施許諾、使用許諾又は権利譲渡等により収入を得たときは、当該知的財産創作者に対し別表に掲げる研究費を配分する。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には研究費を配分しない。

- (1) 本学において研究を職務としない者
- (2) 規則第2条第1項第4号イ及びウに規定する者

(共同発明者等に対する補償金)

第7条 出願補償金、登録補償金、実績補償金及び研究費の支払い及び研究費の配分を受け
る権利を有する知的財産創作者が複数あるときは、権利譲渡書に記載された寄与率に応じ
てそれぞれ支払い及び配分を行う。

(退職者等に対する補償金)

第8条 出願補償金、登録補償金及び実績補償金の支払いを受ける権利は、知的財産創作者
が本法人を退職した後も存続する。

- 2 知的財産創作者が死亡したときは、その相続人が出願補償金、登録補償金及び実績補償
金の支払いを受ける権利を承継する。
- 3 第1項及び第2項に基づき出願補償金、登録補償金及び実績補償金の支払いを受ける権利
を有する権利者は、その居所等の連絡先を本法人に届け出なければならない。連絡先の届
出がなく、本法人から当該権利者に対し連絡が取れなくなったときは、当該権利者が出願
補償金、登録補償金及び実績補償金の支払いを受ける権利を放棄したものとみなす。
- 4 研究費の配分については、知的財産創作者が退職又は死亡した後には行わない。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、神戸学院大学発明審議委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 記

この要項は、2018年4月1日から実施する。

別表

補償金の種類	補償金の額
出願補償金	10,000円/件
登録補償金	30,000円/件
実績補償金	本学の収入の50%に相当する額
研究費の配分	本学の収入の25%に相当する額